

学校感染症診断報告書

担当医御机下

本学において、欠席の場合「診断書」の提出が必要になります。病院のご好意により下欄「報告書」に記載いただける場合は、ご記入をお願い申し上げます。

貴院の書式が望ましい場合は、「診断名・欠席（療養）期間」等を証明（記載）していただき、この用紙は破棄していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

東京電機大学 理工学研究科委員長・理工学部長事務取扱 島田 政信

所属学校 東京電機大学（理工学研究科・理工学部） 学籍番号 _____ 性別 男 女
氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 年齢 _____ 歳

1. 上記の者について、次の病気（○印）と診断しました。 診断根拠： _____
2. 上記の者について、次の病気により _____年____月____日から _____年____月____日
（_____日間）まで出席停止の指示をしたことを認めます。

種類	○印	病名	出席停止期間の基準 (※ただし、医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
第1種		病名（ ）	治癒するまで
第2種		インフルエンザ（ ）型	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		COVID-19（新型コロナウイルス感染症）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種		コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が安定するまで
	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよければ登校可能	
	その他の感染（ ）	症状が改善し、全身状態の良くなるまで	

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

「通常出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症」 アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）・伝染性膿痂疹

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名・住所 _____

医師名 _____ ④

【学生へ この用紙を使用する際の注意事項】

1、授業担当教員には、シラバス連絡先に、「欠席連絡を入れておく」こと。

(※公欠制度はありません。届出に対して大学(科目担当教員等)が判断を行います。)

2、回復後の登校初日には、授業出席前に「健康相談室で体調のチェックを受ける」こと。

埼玉鳩山キャンパス 健康相談室

049-296-0498 (直)

参照 **学校感染症と出席停止期間の基準** <<学校保健安全法施行規則第 18、19 条(2023 年 5 月時点)>>

学校感染症にはそれぞれ出席停止の期間が定められている。この期間は医師の指示に従って休養するとともに、周囲への感染予防を配慮する。

考え方 感染症の種類 出席停止期間の基準			
第一種	感染症予防法 の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がβコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条 第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで ※感染症の予防及び、感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
		インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児に あっては 3 日)を経過するまで
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患 が多く、学校において流行を 広げる可能性の 高いもの	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗 菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症(病原体が ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国か ら世界保健機関に対して、人に伝染す る能力を有することが新たに報告された ものに限る。))であるものに限る。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認められるまで		
第三種	学校において 流行を広げる 可能性のあるもの 条件によっては 出席停止の 措置が考えられる もの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸 菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行 性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認められるまで
		その他の感染症 溶連菌感染症、A 型肝炎、 B 型肝炎、手足口病、 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎など	学校で通常見られないような重大な流行が起こっ た場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があ るときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の 感染症として緊急的に措置を取ることができる。